

改正 平成31年2月27日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、学校法人大東文化学園（以下「本学園」という。）においてコンプライアンスを推進するための職場環境及び教育研究環境の整備並びにその制度的保障について必要な事項を定めるとともに、職務の公平かつ公正な遂行を図り、本学園に対する社会の信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、役員及び教職員等が、法令、寄附行為並びに学園諸規則に基づいて職務を遂行することを基本に、日常業務の中で公平公正な職務の遂行について正しい選択と透明な処理を行い、かつ、高い倫理観に基づいた良識ある行動をとることをいう。

2 この規程において、前項に反する行為を総称し「コンプライアンス違反行為」という。

3 この規程において「役員および教職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

（1）本学園の理事長、理事、監事、評議員

（2）本学園が設置する学校等に勤務する教育職員、事務職員、医療職員等で、本学園と雇用関係にある者

（コンプライアンスに関する役員および教職員等の責務）

第3条 役員および教職員等は、学校法人におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平公正な職務の遂行に努めなければならない。

2 役員および教職員等は、職務の遂行に当たって、職務遂行に関係する者に対して必要な説明を行い、コンプライアンスについて理解と協力を得るよう努めなければならない。

（コンプライアンスに関する管理監督者の責務）

第4条 本学園の業務において事務分掌規則に定める組織の管理、監督又は指導する立場にある者（以下「管理監督者」とする。）は、自己の管理監督下にある部署においてコンプライアンスの推進を図るため、部下職員の公平公正な職務の遂行について適切な指揮監督及び援助に努めなければならない。

2 管理監督者が自己の管理監督下にある部署において、法令、寄附行為または学園諸規則に違反する行為を隠蔽し、もしくは故意または重大な過失により看過した場合は、就業規則等に従い懲戒されることがある。

第2章 コンプライアンス推進体制等

（コンプライアンス推進会議）

第5条 学園は、第1条の目的を達成するため、コンプライアンス推進会議（以下「推進会議」とする。）を設置する。

2 推進会議は、別表に定める対応機関の活動を含む本学園のコンプライアンス推進活動を統括する。

3 推進会議は、本学園のコンプライアンス推進に関する取り組み状況について、定期的に理事会に報告しなければならない。

4 コンプライアンス違反行為の発生等の緊急案件に対応するため、推進会議のもとに特別対策会議を設置する。

5 この規程に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は別に定める。

（経営倫理綱領）

第6条 本学園は、その社会的使命である教育研究の一層の充実向上を図るよう努力するとともに、その経営について信頼を醸成するための役員及び教職員等の自覚と責任ある行動を促すため、「学

校法人大東文化学園経営倫理綱領」を定める。

(ハラスメント防止)

第7条 本学園は、役員および教職員等並びに学生、生徒および園児の人権を尊重し、個人の尊厳を確保するとともに、適切かつ良好な職場環境、修学環境および研究環境を実現し、学園から一切のハラスメントを排除するために「学校法人大東文化学園ハラスメント対応基本規則」を定める。

(個人情報保護)

第8条 本学園は、個人の人格尊重の理念の下に個人情報に慎重に取り扱われるべきものであることを基本として、本学園が取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理及び保存等を図り、もって、個人情報の保護に資することを目的とし、「学校法人大東文化学園個人情報の保護に関する規程」を定める。

(学術研究行動憲章)

第9条 大東文化大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公正性および自由な研究活動の遂行を保障し、社会的責任を自覚し、本学の学術研究が社会から多くの信頼と高い評価を得られるよう、本学の研究活動に携わるすべての者が心得るべき行動規範として「大東文化大学学術研究行動憲章」を定める。

(公益通報制度)

第10条 本学園は、法令違反行為等の早期発見とその是正並びにそれらの未然防止を図り、本学園の健全な経営と教育研究体制の維持発展に資するため、「学校法人大東文化学園公益通報者の保護等に関する規程」を定める。

(個々の行為の所掌)

第11条 第6条ないし第10条の施策に対するそれぞれの対応機関は、別表のとおりとする。

- 2 別表にある対応機関の各委員は、それぞれの所掌に則り、本学園のコンプライアンス推進に資するように努めなければならない。
- 3 別表の対応機関は、その活動状況を定期的に推進会議に報告しなければならない。

(研修の実施)

第12条 推進会議は、本学園のコンプライアンスを推進し、役員および教職員等のコンプライアンスに関する意識を高めるため、研修を定期的に行う必要がある。

- 2 役員および教職員等は、やむを得ない理由がある場合を除き、出席しなければならない。
- 3 本学園に入職する役員および教職員等は、入職時にコンプライアンス研修を受講し、学園諸規程等および本学園のコンプライアンス推進に関する取り組みを理解しなければならない。

(事務組織)

第13条 この規程に定めるコンプライアンスの推進に関する事務を行うため、総務部総務課に法務・コンプライアンス担当を置く。

- 2 法務・コンプライアンス担当は、推進会議の業務を補佐する。

第3章 コンプライアンス違反行為の対応

(報告または通報)

第14条 役員および教職員等は、コンプライアンス違反行為に該当しまたは該当する恐れのある事実を知ったときは、直ちにこれを所属長等に報告するか、別表に定める対応機関に通報するなど、学園諸規程に従い適切に対応しなければならない。

- 2 前項により報告を受けた所属長等は、速やかに上位職者等と協議の上、学園諸規則に従い、必要な措置を取らなければならない。
- 3 第1項により通報を受けた対応機関の委員長は、速やかに委員会を開催し、調査等の必要な措置を取るとともにその事実を特別対策会議に報告しなければならない。

(学生等による通報)

第15条 本学園が設置する学校等に就学するすべての学生、生徒、園児およびそれらの保護者（以下、「学生等」という。）は、コンプライアンス違反行為に該当しまたは該当する恐れのある事実を知ったときは、直ちに所定の機関に通報するよう努めるものとする。

- 2 学生等が、前項に基づき通報を行う場合の手続きは、学校法人大東文化学園公益通報者等の保護に関する規程に定めるところによる。

(相談窓口)

第16条 本学園におけるコンプライアンスに係る相談に応じるため、総務部総務課に相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口には法務・コンプライアンス担当の職員を置く。

(予備調査の実施)

第17条 コンプライアンス違反行為に該当しまたは該当するおそれのある事実が現に発生しまたは発生するおそれがある場合であって、事実確認等のために事前の調査が必要なときには、予備調査を行うことができる。予備調査に関する詳細については、別に定める。

(懲戒に関する報告)

第18条 理事長または学長は、学校法人大東文化学園懲戒規程第30条または第39条に基づき、通知を受けたときには、その事実を推進会議に報告しなければならない。

第4章 雑則

(規則の改廃)

第19条 この規程の改廃は、推進会議の議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

(経営倫理委員会規程の廃止)

2 この規程の制定に伴い、学校法人大東文化学園経営倫理委員会規程(平成10年6月24日制定)は、平成24年4月30日をもって廃止する。

附 則(平成31年2月27日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表

	経営倫理綱領違反	ハラスメント行為	個人情報苦情、漏えい行為等	研究活動に関する不正行為	その他の違反行為等
対応機関	コンプライアンス推進会議	ハラスメント防止委員会 ハラスメント問題調整等委員会	個人情報保護委員会 個人情報保護審査委員会	研究倫理委員会 不正行為調査委員会	公益通報対応委員会
幹事部署	総務課	人事課	総務課	研究推進室	総務課